

平成22年6月9日

厚生労働省社会保障審議会児童部会

「第2回児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」での議論の追加意見

萩山実務学校長
豊岡敬

1 施設長等の権限と親権の関係について

- 5月31日の委員会では、「親権制限の基本的な考え方として、「親権の制限は慎重であるべき（松原委員）」、「一律（の規定）は乱暴である（吉田委員）」との意見が述べられた。
- 今回の専門委員会は「児童虐待防止」のため、虐待を受けて施設等に入所している児童の福祉のために必要な措置を行えることを目的としたものである。施設入所等に同意した親を含め、一律、施設入所等児童の親全てに対して制限を行う必要はなく、あくまでも条件付あるいは限定的（主訴を虐待に限定する）に行うべきと考える。
- しかし、施設現場で対応に困っている事例としては、同意入所であっても、個々具体的な予防接種への同意や必要な医療（精神科通院・入院はじめ服薬を含む）の同意、進路選択の同意など身上監護に関わる場面で、親権者の同意が求められ、そのため、親権者とのトラブルに発展してしまうことが問題なのである。施設や児童相談所の現場では、こうした事例への対応策や道筋が明らかとなり、問題が生じないことを望んでいる。
さらには、一定の年齢以上で、必要性が認められれば、携帯電話所持（契約）についての考え方方が示されることを望んでいる。
- 従って、児童福祉法第47条第2項の規定と「親権」との関係が、明確に整理され、示されることが必要だと考える。
- 個別法（予防接種、精神科入院、旅券取得）との関係整理を、この「親権制度」見直しの機会とあわせて改正・実施することが不可欠である。
- 全国の児童相談所長から要望のあった、損害賠償請求への対応策（保険制度等）を明らかにすることも求められる。考え方の整理、検討により、方向性を示す必要があろう。

2 一時保護の場合に、親権を部分的に制限する制度について

- 児童相談所長の優先については、異論のないところである（これについても1と同様に条件付、限定的であることに異論はないが、一時保護は虐待の疑いがある場合に子どもの安全確保のために「疑わしきは保護」を行っており、あまり限定的にできないという事情がある）。従って、児童福祉法において児童相談所長の権限として、施設長等と同様に、監護・教育を行うことができる規定を新たに設けるべきである。

3 一時保護の期間

- 一時保護についてはその期間の問題がある。一時保護は、2ヶ月という一時的かつ短

期間であることから、児童相談所長の緊急的保護・監護の必要性が認められているが、その期間を延長することが可能であり、実際は延長せざるを得ないケースがかなりある（厚生労働省H21年「親権制度研究会」資料）。そのため「2ヶ月」では処理しきれないことを前提に制度を組み立てる必要があるように思う。

- 児童相談所長のアンケート調査結果は、できるだけ現状に近い形を望む（A案、A修正案）意見が多くあった。これは、児童福祉司をはじめとする児童相談所の体制、児童福祉司の数の問題から、業務量増に対する懸念が強いことがうかがわれる。
- 法第28条に限定した場合（B案・B修正案）、申立てまでの期間が2ヶ月では、児童相談所の事務処理が追いつかない場合も予測されるため、期間については、十分現場の実情を考慮し検討する必要がある。28条審判申立までの期間が2ヶ月に制限されることによって、児童相談所が十分な調査・アセスメントが実施できず、児童を家庭に返さざるを得なくなり、虐待の再発や事件に繋がるようなことは、児童虐待防止の観点からも避けなければならない。
- 一定の期間を超えた一時保護について裁判所の承認行為を要する（C案）については、親権者の意に反する場合に限定したとしても、児童相談所にとって、事務処理増に伴う負担感がどうしても拭えない。法第28条ケースより確実に件数は多くなる。実施できる体制（人員）の問題は避けて通れない課題となる。また、児童相談所だけの問題だけではなく受理する裁判所側の課題もあり、双方の実情に配慮した対応が必要であろう。
- 『同意のない一時保護は、実質的「親権制限」であり、児童相談所長の権限の行使に当たっては司法審査を導入し公正を期すべき』とする考え方は、理念として賛同できても、児童相談所の実情を考慮しない制度構築は、現場が詰んでしまうものと推測する。
- 全児相として見解をまとめたわけではないが、全児相調査結果等からは、児童相談所の体制整備がなされない限り、A案・A修正案でなければ実務的な対応が困難であり、児童相談所の体制整備がなされた場合（その程度にも依るが）においても、B案・B修正案が対応可能な限界ラインであろうと考える。現行の規律を維持するA案、もしくはA修正案が児童相談所にとって最も現実的な対応策であろう。
- さらには、児童相談所の体制だけではなく社会的養護の体制整備と充実は欠くことのできない課題である。都市部における一時保護所の定員の不足、保護期間の長期化傾向は、受け皿（措置施設）の不足と密接な関係があり、こうした課題への対応なくして、新制度の構築はありえない。設置は都道府県（自治体）の責任・課題とするだけではなく、一時保護所の充実、社会的養護の体制整備への予算措置等の配慮が必要である。
- 児童相談所のアセスメント力の向上、専門性の向上など、数値化が難しい課題も密接に関連しており、一時保護後の社会調査とアセスメントは、「虐待」対応の根幹であって、「親権制限」の有無にかかわらず、児童相談所の機能強化が求められている。

（以上）